

「札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口業務」提案説明書

1 業務名

札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口業務

2 業務目的

本業務は、札幌市の地域生活支援拠点における相談支援機能の一部である緊急受入先調整窓口として、下記3に掲げる業務を行うことにより、地域生活で生じる障がい者やその家族の緊急事態に対応を図ることで、障がい者の地域生活への移行を進めるとともに、地域で生活する障がい者及びその家族の安全・安心な生活の実現に資することを目的とする。

3 業務内容

下記(1)から(4)までの業務を実施する。

(1) 夜間休日電話相談受付業務

下記4(1)アの時間内（以下、「夜間休日」という。）における、緊急に短期入所の利用等（以下「緊急入所」という。）を希望する市内在住の障がい者及びその家族等（以下「障がい者等」という。）からの電話相談の受付を行う。

(2) 緊急入所受入先調整業務

市内在住の障がい者等について、障がい者の生活を支えている方が不可抗力により生活を支えられない状況、又は障がい状況の急変により緊急入所が必要となる状況のいずれかが発生し、翌々日までの緊急入所が必要と認められる場合に、以下ア又はイの対応を行う。また、委託相談支援事業所等が緊急入所受入先を調整する場合において、下記(3)による受入施設の空き状況や利用者の事前登録等の情報提供を行う等、必要な協力を行う。

ア 夜間休日に緊急入所受入先を調整する場合

緊急入所が必要と認められる状況が夜間休日に発生し、同時間内に緊急入所受入先の調整を行わなければ障がい者等の安全が確保できない場合には、下記(3)により収集した施設の空き情報や、札幌市知的障がい福祉協会及び札幌市身体障がい者福祉事業連携協議会等障がい者支援施設のネットワークを活用し、緊急入所

の受入先を調整する。

なお、この場合において、受入先が決定した後、原則として受託者が受入先の施設までの移送を行うこと（移送に係る費用は受託者の負担による）。

イ ア以外の場合

緊急入所が必要と認められる状況が夜間休日外に発生した場合、又は夜間休日に発生したが、同時間内に緊急入所受入先の調整を行わなくとも、障がい者等の安全が確保できる場合には、委託相談支援事業所の営業開始後、当該案件の引継ぎを行う。

なお、この場合において、委託相談支援事業所が希望する場合には、下記(3)により収集した施設の空き情報及び利用者の事前登録情報の提供を行う。

(3) 緊急受入事前準備業務

下記ア及びイの業務を行う。

ア 受入施設（短期入所施設）の空き状況に関する情報収集

原則として週1回程度、各施設の空き情報を確認・整理し、上記(2)の業務発生に備える。

イ 緊急入所に備えた利用者の事前登録

障がい者等の申し出により、緊急入所に備えた利用者の事前登録を受け付け、登録情報を整理・保管する。

(4) その他

上記(1)、(2)及び(3)イの業務の実施状況について、3か月に一度、委託者（札幌市）に報告する。

その他、受託者は本業務の目的のために必要なことを実施する。

4 業務の実施時間

(1) 上記3(1)及び(2)アに掲げる業務について

札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に第1条に規定する休日（以下「休日」という。）の午前9時から翌日午前9時まで、及び休日以外の日の午後7時から翌日午前9時まで。

(2) その他の業務について

休日以外の日の午前9時から午後5時まで（受託者の就業規則等による勤務時間

が別に定められている場合、その時間で実施することを妨げない。）

※ 札幌市の休日を定める条例に定める休日

- ・ 日曜日及び土曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

5 業務委託の概要

(1) 令和 3 年度の委託期間（予定）

令和 3 年（2021 年）10 月 1 日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで

(3) 契約締結日（予定）

令和 3 年（2021 年）9 月下旬

(3) 予算額

3,967,500 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

6 参加資格

下記(1)から(5)までの要件をすべて満たすこと。

(1) 令和 2 年度以降において、障がい者に対する相談及び支援の実績があること。

(2) 指定協議書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること、又は下記ア～カのいずれにも該当しないこと。

ア 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (イ) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員
の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求
を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) (ア) から (カ) までの規定により競争入札に参加できないこととされている者を
契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用
した者
- ウ 審査基準日の直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の
実績高がない者
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を
経過しない者
- オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号
に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者に該当する者
- (3) 事業協同組合等の組合が参加する場合においては、当該組合の構成員が同時に参
加していないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法によ
る再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状
況が著しく不健全でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基
づく参加停止措置を受けていないこと。

7 参加手続き

- (1) スケジュール（予定）

時 期	手続きの流れ
令和 3 年 8 月 27 日（金）	企画競争参加意向申出書（1 部）及び指定協議書等 （正本 1 部、副本 7 部）の提出期限

	※ 郵送又は持参で当日17時まで必着
令和3年8月30日（月）	一次審査（参加資格の確認）
令和3年9月中旬	最終審査 札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口業務企画競争実施委員会（札幌市が設置。以下「企画競争実施委員会」という。）の開催 ・ 指定協議書等の精査 ・ 企画提案 ・ 応募者からのヒアリング
令和3年10月1日（金）	委託開始（令和4年3月31日（木）まで）

(2) 提出書類（上記の期限までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること）

ア 企画競争参加意向申出書（1部）

イ 指定協議書（正本1部、副本7部）

ウ 法人に係る資料（正本1部、副本7部）

(ア) 定款・基本的規約・現在事項全部証明書（法人の登記簿謄本。但し、募集案内の配布開始日以降に交付されたもの。）

(イ) 収支決算書（令和2年度）

(ロ) 貸借対照表（令和2年度）

(ハ) 財産目録

(ニ) 法人の活動の概要がわかる資料（様式自由）

(ホ) 法人の過去3年間における札幌市税納税証明書（指名願用で、募集案内の配布開始日以降に交付されたもの。ただし、納税義務がない法人を除く。）

(ヘ) 指定協議書等の提出までに札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない場合は、下記の提出が必要。

- ・ 申出書（札幌市物品・役務契約等事務様式基準 共通一第2号様式）
- ・ 誓約書（札幌市競争入札参加資格審査等取扱運用指針 様式27）

エ 事業に係るもの

(ア) 収支予算書（令和3年度）

(イ) 苦情解決に係る規定（予定のものを含む）

(3) 留意事項

- ア 企画提案書は、札幌市の関係部局の職員、外部有識者等で組織する企画競争実施委員会において、評価基準に基づき採点し、委託候補者を選定するための評価対象とする。このため、企画提案内容は具体的に分かりやすく記載すること。
- イ 委託者が提供した資料は、委託者の了承なく公表、使用することができない。
- ウ 期限を超えての提出のほか、差し替え、変更、再提出は認めない。
- エ 提出書類は返却しない。
- オ 本企画競争に係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- カ 書類の著作権は提出者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表用に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用することができる。
- キ 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）の定めるところにより、公開される場合がある。
- ク 応募者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（委託候補者にあたっては契約を締結するまで）の間に、下記のいずれかに該当する場合は、二次審査の対象としない、又は契約候補者としての選定を取り消す。
 - (ア) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - (イ) 企画提案のとおり業務を実施できないことが明らかになった場合
 - (ウ) 参加者及びその関係者が選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - (エ) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなった場合
 - (オ) その他、札幌市が不適切と判断した場合

8 選定方法

委託候補者の選定は、企画競争実施委員会において、提出書類及び企画提案の内容を総合的に評価した上で行う。

(1) 一次審査（参加資格の確認）

上記 6 参加資格に基づく審査（参加資格の確認）を行い、確定後速やかに参加資格の確認結果を応募者全員に書面により通知する。

(2) 最終審査（指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリング）

一次審査を通過した応募者を対象に委託候補者の選定を実施するため、企画競争

実施委員会において、提出書類及び次に掲げる企画提案の内容を総合的に評価した上で行う。

なお、評価の結果は、評価終了後、速やかに参加者全員に対して書面により通知する。契約は、総合的に最も優れていると判断される参加者と、随意契約により行うことを原則とする。

ただし、企画提案に当たり、虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合は契約の相手方としない。また、契約内容は、企画提案の内容を基本とし、選定後に札幌市との協議により決定するものとする。

【指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリング審査】

ア 日時・場所

令和3年9月中旬 札幌市役所本庁舎での実施を予定。詳細については別途通知する。

イ 実施方法

- (ア) 出席者は協議書の作成に関与された方で、事業責任者となる予定の方、又は実務に携わる方2名とする。
- (イ) 持ち時間は20分（説明10分、質疑10分）とする。
- (ウ) 事前に提出された企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加提出は認めない。

9 評価基準

(1)において示す評価項目による総合点数方式とし、企画競争実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に委託候補者とする。なお、合計点数が同点の場合は、企画競争実施委員会で協議の上、選定するものとする。

(1) 評価項目

評価項目	評価の視点	配点
法人の概要	・ 障がい福祉に関する事業実績	10
受託希望理由・意欲	・ 受託することへの意欲、熱意、態度等	5
相談受付体制	・ 迅速な対応を行うための受付職員の配置 ・ 従事職員の経験年数や資格	10

法人内の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報受理後の緊急性等の判断 ・ 従事職員への法人としての支援 	10
従事職員への研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援に関する研修の実績や今後の予定 	5
受入先調整業務の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市知的障がい福祉協会及び札幌市身体障がい者福祉事業連携協議会等障がい者支援施設との関係 	10
合 計		50

(2) 評価点

評価の視点を参考にしながら、次のとおり5段階評価を行うものとする。なお、項目に記載のないものは0点とする。

- ・ 5点「優れている」
- ・ 4点「やや優れている」
- ・ 3点「普通（標準）」
- ・ 2点「やや劣っている」
- ・ 1点「劣っている」

(3) 換算ウェイト（傾斜配分）

評価対象項目のうち、当業務を実施するにあたり、特に重要と判断される項目については、評価点に2.0を乗じて配点を決定する。

(4) 最低基準点

満点の6割を基準点と定め、これに満たない場合は委託候補としない。

(5) その他

参加者が1者であった場合は、最低基準点を超えた場合に限り、委託候補者として選定する。

10 参加資格等についての苦情の申立て

参加資格を満たさない又は満たさないこととなった旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により苦情の申立てを行うことができる。

11 評価についての疑義の申立て

応募者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により疑義の申立てを行うことができる。

12 質疑

本業務に関する質問がある場合は、令和3年8月23日（月）17時までに、質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにて担当課まで送付すること。

なお、回答は質問者に対して個別に行うが、広く公開すべきと判断したものについては、ホームページに掲載する。

【送付先アドレス： uneishidou@city.sapporo.jp】

【担当部局】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 担当：三沢

電話：011-211-2938／FAX：011-218-5181

メールアドレス：uneishidou@city.sapporo.jp